

「エコマーク商品ユーザーロゴ」の使用方法について

公益財団法人日本環境協会

エコマーク認定商品を使用した第三者が、エコマーク認定商品を使用していることをPRしたい場合、事前にエコマーク事務局に届け出を行うことにより、以下の「エコマーク商品ユーザーロゴ（以下、ユーザーロゴ）」を使用できます。「エコマーク商品ユーザーロゴ」の表示方法の詳細については、「エコマーク使用の手引」(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)に定めていますが、以下に「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」の例を説明します。

1. エコマーク商品ユーザーロゴの表示例

エコマークの認定を受けた「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」を使用する者が、当該燃料を使用した車両・機器、看板、広報物などにエコマークを表示する場合

例 1



この工事現場で使用される建設機械には、環境に配慮してエコマーク認定の「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」を使用しています

例 2



この自動車は、エコマーク認定の廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料(JEA 油脂製)を使用して走っています

2. 表示するための手続き等

2-1. 使用対象者と表示対象物

ユーザーロゴ使用は、以下に掲げる(1)の使用対象者と(2)の表示対象物に限り行うことができます。

- (1) 使用対象者は 個人、法人、公共団体（法人、団体などの形態やエコマーク認定取得の有無は問いません）などとしします。
- (2) 表示対象物は使用対象者が自ら使用する印刷物（CSR 報告書や教科書など）やウェブサイト等の本文、ポスターや看板等の掲示物、またはエコマーク認定対象外の物品などとしします。

2-2. 使用条件

- 「ユーザーロゴ」は、以下の文言をマーク近傍に付すことを条件としします。認定商品を使用している行為・対象物が明確になるように表示して下さい。
「〇〇（認定商品を使用する主体、設備など）はエコマーク認定の△△を使用しています」（相当する文言でも可）

- ・ 認定商品の使用範囲が行為・対象物の一部に限定される場合には、エコマーク認定商品の使用範囲が明確にわかるようにしてください。
- ・ 「ユーザーロゴ」使用者は、ロゴ使用の対象となるエコマーク認定商品が真正であることの確認を確実に行って下さい。エコマーク認定商品の商品ブランド名・認定番号・使用契約者名はエコマークウェブサイト（<https://www.ecomark.jp/search/search.php>）で最新の情報が確認できます。

2-3. 使用手続き

- ・ 「ユーザーロゴ」の使用を希望される場合には、所定の申込書にマーク使用方法（イメージ図）などの資料を添えて、エコマーク事務局宛てにお申し込み下さい（郵送、FAX またはメール）。申込受理から結果通知までは約 1 週間程度です。結果は申込書に記載のアドレス宛にメールにて個別に通知します。使用期間に定めはありません。また、本規定によるユーザーロゴ使用料は無料です。
- ・ 誤表示や不適正使用の事実が判明した場合には、ユーザーロゴ使用を停止します。

2-4. ユーザーロゴ使用に関わる権利

- ・ エコマークのユーザーロゴ使用に関する一切の権利は、公益財団法人日本環境協会に帰属します。

3. 問い合わせ先

エコマークの使用または表示についてのご質問は、以下までお問い合わせ下さい。

<ユーザーロゴに関する問い合わせ先>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 普及・国際協力課
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F
TEL. 03-5643-6255、 FAX. 03-5643-6257

エコマーク事務局メールアドレス：info@ecomark.jp

ウェブサイト：<https://www.ecomark.jp>